

共同研究者用控室のレンタル 仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
JT-60SA プロジェクト推進部 JT-60SA 計画調整グループ

1. 一般仕様

1.1 件 名

共同研究者用控室のレンタル

1.2 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、那珂フュージョン科学技術研究所（以下「那珂研」という。）において、幅広いアプローチ活動の一環として実施されるサテライト・トカマク計画において、JT-60SA の共同研究等のために来所する研究者等の増加に対応するため、控室のレンタルを行う。

1.3 契約範囲

控室のレンタル（設置及び撤去含む） 6 式

1.4 賃貸借期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）～令和 9 年 10 月 31 日（日）（335 日間）

設置及び撤去日時は QST と協議の上、決定すること。

1.5 設置場所

QST 那珂研 JT-60 制御棟 東側 指定場所（屋外）

1.6 検査条件

（1）納入時検査

賃貸借物件の設置完了後、2 項に示す技術仕様を満たしていること及び 1.7 項に示す提出書類の確認をもって検査合格とする。

（2）賃貸借期間終了後検査

賃貸借期間終了後、QST が賃貸借物件の撤去を含めた必要な業務が全て行われたこと及び 1.7 項に示す提出書類の確認をもって検査合格とする。

1.7 提出図書

表 1.1 提出図書一覧

No	図書名	提出時期	部数	確認
1	工程表（設置作業）	契約後速やかに	紙 1 部 及び電子 データ	要
2	作業要領書（設置作業） （体制表含む）	作業開始前	紙 1 部 及び電子 データ	要
3	工程表（撤去作業）	レンタル完了 1 カ月前まで	紙 1 部 及び電子 データ	要

4	作業要領書（撤去作業） （体制表含む）	レンタル完了 2 週間前まで	紙 1 部 及び電子 データ	要
5	外国人来訪者票 （QST 指定様式）	入構の 2 週間前まで （外国籍の者、又は、日本国籍で 非居住の者の入構がある場合に提 出すること）	電子 データ	要
6	再委託承諾願 （QST 指定様式）	作業開始 2 週間前まで （下請負等のある場合に提出する こと）	紙 1 部	要

（提出場所）

QST 那珂研 JT-60SA プロジェクト推進部 JT-60SA 計画調整グループ

（確認方法）

「外国人来訪者票」は QST の確認後、入構可否を電子メールで通知するものとする。「再委託承諾願」は、QST の確認後、再委託の可否を書面にて通知するものとする。

（提出方法）

電子データは、電子メールにて 1 式を提出すること。データの形式は協議して決定する。

1.8 支給品及び貸与品

なし。

1.9 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

1.10 一般安全管理

本業務の実施に当たり、QST 内で作業を実施する場合には、下記の一般安全管理を実施すること。

- （1）作業計画に際し、綿密かつ無理のない工程を組み、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。又、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- （2）作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- （3）受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。
- （4）受注者は、作業着手に先立ち QST と安全について十分に打合せを行った後着手すること。
- （5）作業中は常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- （6）受注者は、本作業に使用する機器や装置の中で地震等により安全を損なうおそれのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。
- （7）受注者は、本仕様の作業を実施するに当たっては、関係法令及び所内規程を厳守し、QST の安全確保のための指示に従うこと。

1.11 適用法規・規格基準

1.11.1 QST 内諸規程、規則等

- (1) 那珂フュージョン科学技術研究所安全衛生管理規則
- (2) 那珂フュージョン科学技術研究所防火管理規則
- (3) 那珂フュージョン科学技術研究所電気工作物保安規程・規則
- (4) 那珂フュージョン科学技術研究所事故対策規則、要領
- (5) 那珂フュージョン科学技術研究所リスクアセスメント実施要領
- (6) その他、那珂フュージョン科学技術研究所内諸規程

1.11.2 法規・規格・基準等

- (1) 建築基準法
- (2) 労働基準法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 消防法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) その他、受注業務に関し、適用又は準用すべき全ての適用法令・規格・基準

1.12 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準をみたしたものであること。

1.14 支払条件

賃貸借物件の賃借料については、1 ヶ月毎に支払うものとし、賃貸借物件の設置に係る費用については賃貸借期間の初月、賃貸借物件の撤去に係る費用については賃貸借期間の末月の賃借料に合わせて支払う。

レンタル中の機材の破損等に係る費用負担が発生した場合、契約条項に定めのない項目については、受注者の定める約款等により協議して決定する。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 概要

共同研究者用の控室として、約 4.6m×約 7.1m の控室を JT-60 制御棟東側に 6 棟設置する。1 棟あたりの仕様は以下のとおりとする。

型式：三協フロンティア（株） CT-72J(EPS)（相当品可）

仕様：2 連棟 平屋 エアコン、カーテン（引戸）、ブラインド（窓）、庇（FRP 製）、給気口、配電盤、照明・コンセント等

参考図：図 1（平面図）、図 2（立面図）及び図 3（基礎図）のとおり。

なお、本件の設置にあたり、別途 QST が建築確認申請を行う。レンタルする控室は、QST が申請する建築確認の内容に準拠したものであること。詳細は契約後に QST に確認すること。

2.2 設置作業

本件の設置にあたり、別途 QST が建築確認申請する内容に従い、QST が基礎工事を実施する。基礎工事の完了後、受注者は、QST が整備した基礎（6 式）上に、控室 6 棟を設置すること。設置に必要な輸送・その他の機材の準備等は受注者の責任で実施すること。

なお、基礎工事の完了は令和 8 年 11 月上旬を予定している。受注者は令和 8 年 11 月 20 日(金)までに設置作業を完了すること。詳細な設置作業工程は契約後に QST が提供する基礎工事及び確認申請の情報をもとに協議して決定する。

設置作業完了後、設置した控室及び付属品等に異常が無いことを確認すること。本作業の完了をもって引き渡しとする。

2.3 電源接続・確認作業

2.2 項の設置作業完了後、QST が所定の電源ケーブルを受注者が設置した賃貸借物件の配電盤ブレーカー一次側に接続し、正常に給電できることを確認する。受注者は立ち合いを行い、QST の接続に問題が無いことを確認すること。また、給電後、エアコン、照明等の電気機器の正常動作を確認すること。

2.4 完了検査

上記の確認完了後、QST が建築確認の完了検査を受検する。受注者は、QST が受検する完了検査に必要な手続きにおいて、書類作成や問い合わせの回答に協力すること。

2.5 撤去作業

1.4 項に示す賃貸借期間の終了後、受注者は賃貸借物件を速やかに撤去すること。撤去に必要な輸送・その他の機材の準備等は受注者の責任で実施すること。

以 上



図2 立面図

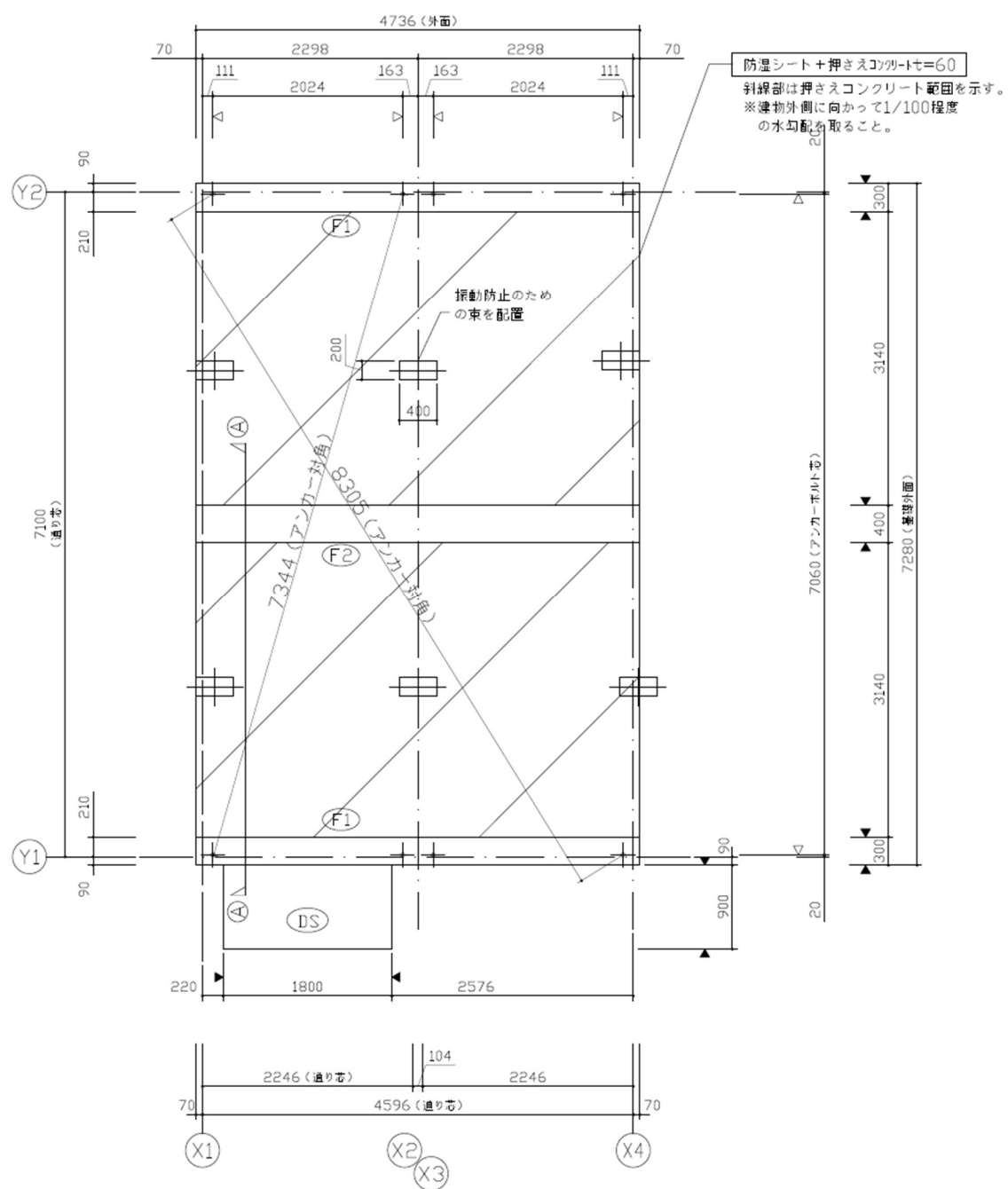


図3 基礎図